

参加店舗登録の申請にあたり

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

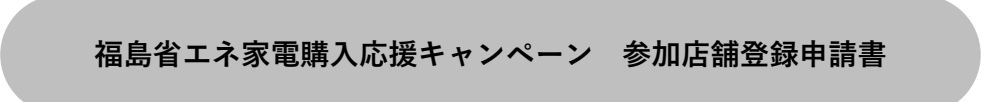
さて、この度は「福島省エネ家電購入応援キャンペーン」における参加店舗登録のご検討をいただき、誠にありがとうございます。

郵送での登録申請をご検討の場合、申請書に必要な情報を記載の上、下記の住所に郵送のほど、お願い申し上げます。

大変お手数ですが、郵送に係る料金は事業者様にてご負担いただきますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

申請書の郵送先住所	〒	960-8136
	福島県福島市八島町10番11号 福島省エネ家電購入応援キャンペーン事務局 宛	
送付いただく書類	参加店舗登録申請書（2ページ） ※上部に下記のマークの書類のみ送付ください 	

福島省エネ家電購入応援キャンペーン 参加店舗登録申請書

「福島省エネ家電購入応援キャンペーン」における参加店舗登録にあたり、下記の通り申請いたします。

なお、下記に記載した事項は事実と相違ありません。

1. 店舗情報

店舗一覧に掲載される情報になりますので、間違いのないよう記載ください。

店舗名称	フリガナ	
店舗住所	〒	
店舗電話番号		
営業時間		
定休日		
店舗サイトURL (任意)		

2. 審査情報

地域協力店などの審査項目に用いる情報になります。

店舗一覧には記載されません。

※資本金		
※従業員数		
※業種	<input type="checkbox"/> 製造業・建設業・運輸業	<input type="checkbox"/> 卸売業
	<input type="checkbox"/> サービス業	<input type="checkbox"/> 小売業
	<input type="checkbox"/> その他の業種 (上記以外)	
※本社・本店所在地	<input type="checkbox"/> 福島県内	<input type="checkbox"/> 県外
※店舗規模	<input type="checkbox"/> 大規模店舗 (1000㎡以上) に該当する	<input type="checkbox"/> 大規模店舗 (1000㎡) に該当しない

福島省エネ家電購入応援キャンペーン 参加店舗登録申請書

3.担当者様の情報

審査中や実施期間中に確認が必要な場合、ご連絡をさせていただきご連絡先情報になります。
店舗一覧には掲載・公開されません。

ご担当者様部署名（任意）		
ご担当者様氏名	フリガナ	
ご担当者様電話番号		
ご担当者様メールアドレス（任意）		

本申し込みを郵送するにあたり、
下記の誓約書ならびに別紙の募集要領をご一読のうえ、同意いただいたものとみなします。

（福島県省エネ家電購入応援事業 店舗登録申請用）

福島県知事 内堀 雅雄 様

誓約書

私は、福島県省エネ家電応援事業参加店舗募集要領（以下「募集要領」）に基づき参加登録申請を行うにあたり、下記の事項について誓約します。

記

- 私は、募集要領に記載の内容を十分に理解し、本申請を行います。
- 本申請にあたり、申請内容及び添付書類に虚偽はありません。
- 本申請に係る店舗は、福島県暴力団排除条例（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号））に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者とは関係がありません。
- 福島県省エネ家電購入応援事業の参加店として登録された場合は、募集要領に記載の内容に従うほか、以下の事項を遵守します。
 - やむを得ない事情による場合を除き、参加申請の取下げ又は店舗登録削除の申し出等を行いません。
 - 店舗の名称、所在地、電話番号等の事業実施に当たり必要となる情報の公開について同意します。
 - 事業の対象期間中对象商品を販売した場合は、購入者に対して必ずキャンペーンチケットを配付します。
 - (3)に掲げる場合以外のいかなる場合においても、キャンペーンチケットの配付等を行いません。
 - キャンペーンチケットを正規の使用目的以外では使用しません。
 - キャンペーンチケットを配付した製品の返品があった場合は、直ちにキャンペーン事務局に報告します。
 - 本事業の実施に係る苦情、紛争等が生じた場合は、自らその解決に努めます。
 - 本事業の実施にあたり、福島県又はキャンペーン事務局からの改善要請等があった場合は、それに従います。
 - 本誓約書の内容に反する事実が明らかとなった場合は、参加店舗登録取消等の対応について異議を申し立てません。

福島県省エネ家電購入応援事業(福島県省エネ家電購入応援キャンペーン)

参加店舗募集要領

県では、エネルギー価格の高騰を踏まえ、省エネ性能の高い家電製品の購入への支援を行うことにより、光熱費の負担軽減及び温室効果ガスの削減を目的として「福島県省エネ家電購入応援事業」を実施します。

この要領では、本事業に参加する家電製品の販売を行う県内店舗の募集に当たり、必要な事項を定めます。

1 事業概要

事業主体	福島県（担当：生活環境部環境共生課）
事業目的	現下のエネルギー価格の高騰を踏まえ、省エネ性能の高い家電製品の購入を支援することにより、家庭におけるエネルギー費用負担の軽減及び温室効果ガスの削減を図る。
事業名称	福島県省エネ家電購入応援キャンペーン（以下「キャンペーン」という。）
事業内容	実施期間中、対象店舗において対象製品を購入した者に対し、購入品目等に応じたポイント等を交付する。
対象者	福島県民（個人）
事業期間 ※ポイント等の交付状況等により期間を変更する場合がある。	【購入対象期間】 令和5年2月27日（月）から令和5年7月20日（木） ※この期間中に対象店舗から対象製品を購入した場合に、ポイント等交付の対象となる。 【ポイント等交付申請受付期間】 令和5年2月27日（月）から令和5年7月31日（月）
ポイント等交付の対象となる製品	別表1のとおり
ポイント等交付額	総額7億4,000万円程度
ポイント等の額	・対象製品の品目・省エネ性能により県が設定する額を基本とする。 ・対象製品購入者は、「地域協力店」区分の店舗から対象製品を購入しているとき、ポイント等の額が上記の2倍となる「ポイント2倍コース」に申請することができる。 (ポイント等の額は別表2のとおり)
交付するポイント等の種類	(1)キャッシュレス決済サービスのポイント PayPay、Ponta、auPay、amazonギフト券、dポイント等 ※交換可能なポイントの種類は、株式会社ギフトィが提供する「え

らべる P a y」において交換可能なポイントが対象となる。
 (2)商品券等（J C Bギフトカード、Q U Oカード）

2 キャンペーン参加店舗となる要件について

- ・ キャンペーンの参加店舗となるための登録申請を行うに当たっては、次の（ア）から（オ）の要件を満たす必要があります。
- ・ （ア）から（オ）の基本要件に加え、（カ）及び（キ）の要件を満たす店舗については、「地域協力店」として登録されます。

【基本要件】

- （ア）福島県内に所在する家電を販売する実店舗（営業所等を含む）であること。E C 店舗等は対象外とする。
- （イ）対象製品に省エネラベルを表示し、顧客の生活環境等に応じた家電製品の選び方等についてアドバイスを行うとともに、省エネ性能等について適切に案内をすること。
- （ウ）キャンペーンの実施に必要な手続（広報宣伝、消費者への説明、申請の補助・助言等）を行うこと。
- （エ）キャンペーンに関して不正が疑われる状況等を覚知した場合には、速やかに県に報告すること。
- （オ）キャンペーンの実施に当たり、関連する法令、条例等（特定家庭用機器再商品化法等）を遵守すること。

【地域協力店要件】

（カ）本社・本店が福島県内に所在すること。

（キ）中小企業等であること。

※「中小企業等」は、下表の基準を満たす法人又は個人をいいます。

業種 （日本標準産業分類で定める業種）	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①「製造業」「建設業」「運輸業」 「その他の業種（②～④を除く）」	3億円以下	300人以下
②「卸売業」	1億円以下	100人以下
③「サービス業」	5千万円以下	100人以下
④「小売業」	5千万円以下	50人以下

1 「資本金の額又は出資の総額」、「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たすこと。

2 複数の業種に該当する場合は、直近の決算書において「売上高」が大きい方を主たる業種とする。

3 「公務」、「分類不能の産業」は除く。

3 キャンペーンの実施に当たり、参加店舗が実施する項目

2に定めるほか、キャンペーンの実施に当たり、参加店舗は以下の事務を行っていただきます。

【ポイント等の交付に関する手続き】

- (1) 購入対象期間中、自店舗において対象製品を購入した者に対して、以下の事項を実施してください。
 - ・ 身分証の提示等により、購入者が福島県民であることを確認する。
 - ・ 購入者にキャンペーンチケットを配付する。
 - ・ 当該購入に係る領収書又はレシートに押印する等の方法により、キャンペーンチケットを配付したことが確認できるようにする。
- (2) ポイント等の交付申請は購入者本人が行うものとしませんが、購入者が申請に関してサポートを求めた場合は、店舗において適切に対応してください。
- (3) キャンペーンチケットを配付した製品の返品があった場合は、直ちにキャンペーン事務局に連絡し、対象者の住所・氏名及びキャンペーンチケットの番号を報告した上で、対象となる購入のレシート画像を提出してください。

【その他、キャンペーン参加店として必要な事務】

- (1) 参加店舗登録後に送付するキャンペーン用のチラシ、ポスター、ステッカーを来店者から見やすい場所に掲示する等、事業の周知に協力してください。
- (2) 本事業の実施に係る苦情・紛争等が生じた場合は、自らその解決に努めるようにしてください。

4 キャンペーン参加店舗の登録申請方法について

(1) 参加店舗登録申請の方法

店舗登録申請期間中に、インターネットの専用サイト上で申請してください。

<キャンペーン専用サイトURL> <https://fukushima-shoene.jp>

(2) 登録・承認

登録申請のあった事業者について、県（キャンペーン事務局）の確認により適当と認められる場合は参加店舗として登録します。

(3) 申請に当たっての注意事項

- ・ この募集要領をよくお読みいただき、事業内容をよくご理解の上、登録申請を行ってください。（やむを得ないと認められる場合を除き、店舗登録後の辞退はできません。）
- ・ 店舗登録申請は、インターネットによる手続きを原則とします。

- ・ 県内に複数店舗をもつ事業者についても、店舗ごとに登録申請を行ってください。
(複数店舗分をまとめて申請することはできません。)

5 その他

- ・ 参加店舗登録後、キャンペーンの趣旨及び内容並びに参加店舗において行うべきこと等を説明するマニュアルを送付しますので、熟読の上、内容について十分に理解した上でキャンペーンに参加してください。また、不明点などがある場合は、下記コールセンターに問い合わせる等により、確実に疑問を解消するようにしてください。
- ・ 上記の専用サイトには、対象製品購入者向けのFAQ（よくある質問）を掲載しておりますので、適宜確認し、事業実施の参考としてください。

【コールセンター番号】 0120 - 384 - 538

【コールセンター対応時間】

令和5年1月26日（木）～

午前10時から午後8時まで（土日祝日含む）

(別表1) ポイント等交付の対象となる製品

品目	対象製品要件
<p>エアコン ※上限台数：2台</p>	<p>【3.6kW未満】 統一省エネラベル星3以上 ※令和4年10月1日以前の旧基準対象製品は統一省エネラベル星4つ以上</p> <p>【3.6kW以上】 統一省エネラベル星1.5以上 ※令和4年10月1日以前の旧基準対象製品は統一省エネラベル星4つ以上</p>
<p>電気冷蔵庫 ※上限台数：1台</p>	<p>【容量51リットル以上350リットル以下】 統一省エネラベル星2以上 かつ 省エネ基準達成率100%以上</p> <p>【容量351リットル以上450リットル以下】 統一省エネラベル星3以上 かつ 省エネ基準達成率100%以上</p> <p>【容量451リットル以上】 統一省エネラベル星4以上 かつ 省エネ基準達成率100%以上 ※容量51リットル未満の冷蔵庫はポイント等交付の対象外</p>
<p>電気温水機器 (エコキュート) ※上限台数：1台</p>	<p>統一省エネラベル星4以上 ※寒冷地仕様の場合は統一省エネラベル星3.5以上</p>
<p>LED照明器具 ※上限台数：4台</p>	<p>統一省エネラベル星4以上 ※シーリングライト・ペンダントライトのみ対象</p>

※ キャンペーンの対象となる製品は、上記の対象製品要件を満たし、かつ、資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト (<https://seihinjyoho.go.jp/>) に記載があるものです。

(別表2) ポイント等の額

区分	能力・サイズ等	ポイント等の額	
		通常店	地域協力店
エアコン	～2.2kW	20,000	40,000
	2.5W～2.8kW	30,000	60,000
	3.6kW～	40,000	80,000
電気冷蔵庫	51L～350L	10,000	20,000
	351L～450L	30,000	60,000
	451L～	40,000	80,000
電気温水機器 (エコキュート)	-	80,000	160,000
LED照明器具	シーリングライト ペンダントライト	5,000	10,000